

岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会（第2回）

日 時 令和7年2月4日（火） 13:30～15:30

会 場 岩手県公会堂 26号室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 情報共有

ア 本県における取組状況について【資料1】

イ 各団体における取組状況について

ウ 国の動向について【資料2】

(2) 意見交換

4 その他

今後のスケジュールについて

5 閉 会

構成員一覧（参加者名簿）

構成団体名	役職名	氏名	備考 (代理出席等)
岩手県中学校長会	会長	小野寺 哲 男	
岩手県特別支援学校連絡協議会	校長部会委員	森 山 学	
岩手県市町村教育委員会協議会	監事	菊 池 広 親	欠席
一般社団法人岩手県PTA連合会	会長	山 下 泰 幸	
岩手県中学校文化連盟	会長	泉 澤 毅	副会長 照井 英輝
岩手県中学校体育連盟	会長	照 井 大 道	
岩手県青少年野球団体協議会	理事長	大 木 秀 一	
公益財団法人岩手県スポーツ協会	副会長兼理事長	谷 藤 節 雄	
岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	浅 沼 道 成	
岩手県スポーツ少年団	副本部長	鷹 觜 武 寿	欠席
一般社団法人岩手県芸術文化協会	運営委員	村 松 玲 子	
国立大学法人岩手大学	人文社会科学部 講師	嘉 門 良 亮	
株式会社岩手ビッグブルズ	U15ヘッドコーチ	斎 藤 智 美	
岩手県文化スポーツ部文化振興課	総括課長	和 田 英 子	
岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課	総括課長	鈴 木 忠	
岩手県教育委員会事務局教職員課	総括課長	大 森 健 一	人事給与担当課長 觸澤 篤司
岩手県教育委員会事務局学校教育室	学校教育企画監	伊 藤 兼 士	首席指導主事兼義務教育課長 武藤 美由紀
岩手県教育委員会事務局保健体育課	総括課長	中 村 和 平	

本県における取組状況について

1 スポーツ庁委託事業「地域スポーツ活動体制整備事業」

- ・ 令和6年度は、6市町 新規：矢巾町、一戸町
継続：盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町
- ・ 進捗状況（R7.1現在）
 - (1) 盛岡市 実施種目：5種目（軟式野球、卓球、ハンドボール、バドミントン、水泳）
体験教室（弓道、スポーツウエルネス吹矢、チアダンス等）
課題等：活動場所の確保、移動の負担
 - (2) 宮古市 実施種目：6種目（陸上、柔道、剣道、野球、ラグビー、シーカヤック）
課題等：指導者の確保、移動手段の確保
 - (3) 大船渡市 実施種目：8種目（バドミントン、柔道、ソフトテニス、バレーボール、卓球、軟式野球、バスケットボール、陸上）
課題等：指導者の確保、移動手段の確保、活動場所の競合
 - (4) 矢巾町 実施種目：1種目（ハンドボール）
課題等：今後の方向性
 - (5) 西和賀町 実施種目：7種目（野球、ソフトテニス、バレーボール、柔道、ソフトボール、バドミントン、スキー）
課題等：移動手段の確保、スポーツクラブ（運営主体）の設置
 - (6) 一戸町 実施種目：1種目（なぎなた）
課題等：町教委と指導者間の連携、傷害保険加入のタイミング

2 文化庁委託事業「地域文化芸術活動体制整備事業」

- ・ 令和6年度は、1町 新規：一戸町
- ・ 進捗状況
一戸町 実施種目：1種目（伝統（民俗）芸能）
課題等：指導者の確保

3 市町村、中学校、地域団体等への情報提供及び周知等について

- ・ 令和5年3月発出、令和6年3月改定した「手引き」の時点修正（継続）
- ・ 部活動連絡会等支援事業（保健体育課）（4回実施：R7.1現在）
市町村教委や中学校等から依頼を受けて担当職員を派遣し、説明等を実施（継続）
- ・ 市町村生涯スポーツ等担当者会議の開催（5/22実施）
市町村生涯スポーツ等担当者へ、地域移行に向けた取組について説明を実施

4 協議会の開催（新規）

- 関係者による情報共有や意見交換のための協議会の開催（新規）
 - 第1回 令和6年7月23日（火）10:00～12:00 岩手県公会堂
 - 第2回 令和7年2月4日（火）本日
- 第1回協議会でいただいた御意見への対応

第1回協議会での御意見	御意見への対応
① 地域移行までのフローチャートがあれば良い。	① 地域の実情に応じて進める必要があるため、国の動向を注視しながら、県方針の改定や手引きの更新等などを行い、地域移行に係る手続き等を示していきます。
② 指導者の育成、活動場所の確保や、地域の人たちへの説明会ができれば良いし、同じ規模の先進事例を紹介してほしい。	② 指導者については、研修会の開催やマッチングサイトの活用などにより確保できるよう支援していきます。活動場所については、地域の活動場所の確保の状況を踏まえ、必要に応じ支援を行います。また、地域移行について、保護者や生徒のほか、地域住民にも説明を行うよう市町村に働きかけるとともに、県においても周知していきます。先進事例については、事例発表会、ワークショップを通じて紹介したところですが、引き続き、スポーツ庁のポータルサイトなどを周知します。
③ 大会等の在り方の見直しについて、県独自の体制・取組を検討していくというの必要。	③ 大会等の在り方については、大会等を主催する中体連や競技団体等の検討の際、地域移行における課題等を伝えていきます。
④ 県から市町村への積極的な働きかけが必要。	④ 今年度実施した相談会やワークショップなどを開催するとともに、学校や市町村に対して助言を行い、円滑に部活動の地域移行が進むよう取り組みます。
⑤ 人材バンクをつくっていただき、学生を登録させてほしい。	⑤ 指導者の確保については、岩手県広域スポーツセンターHPのマッチングサイトについて様々な場で周知しており、引き続き、指導者の登録を促し、地域移行に係る指導者の研修が図られるよう取り組みます。また、大学との連携も検討していきます。
⑥ 指導者の質（研修）について、障がい理解を入れていただき、障がいのある子供たちが社会参加する場に将来なっていけたら良い。	⑥ 学校関係者や障がい者の関係団体等と協力・連携しながら、障がい者の参加も見据えた地域移行の環境整備を進めていきたい。

5 事例発表会の開催（新規）

次のとおり他県の先進事例を紹介する事例発表会の開催

- (1) 実施日時 令和6年11月7日（木） 13:30～16:00
- (2) 会場 岩手県公会堂（岩手県盛岡市内丸11番2号）
- (3) 参加者 74名
- (4) 内容

ア 「静岡県掛川市における地域クラブ活動について」

発表者 静岡県掛川市教育委員会教育長（地域スポーツクラブ活動アドバイザー）
佐藤 嘉晃 氏

イ 「岡山県等における地域クラブ活動について」

発表者 岩手大学人文社会科学部講師 嘉門 良亮 氏

ウ 質疑応答・意見交換等

コーディネーター 岩手大学人文社会科学部講師 嘉門 良亮 氏

(5) 主な内容

- ・ 掛川市教育委員会の組織体制は地域移行担当が3名（指導主事2名、主幹職1名）。スポーツ振興課と連携。今後新たに地域移行を専門とする室課の配置を検討。
- ・ 掛川市内での指導者の不足については、周辺市町村等から指導者を派遣し対応。
- ・ 掛川市の部活動がないエリアの保護者や地域の関係者からクラブを立ち上げる活動が始まった。費用に関して、公費を出さず企業の協賛を募り創立することができた。地域によっては、民間企業が指導者を派遣。
- ・ 公共交通機関は、運転手の不足が問題となっているため、掛川市として2年前からデマンド交通（無人バス）の導入を検討中。行政が公費を投入し、送迎している地域もある。
- ・ 掛川市は休日の部活動移行を進めて、集まった指導者が希望する時間帯や住んでいる地域を聞き、指導者が不足している地域に派遣。
- ・ 掛川市では基本的に公費を入れていないが、家庭事情やクラブ状況によって支援あり。
- ・ サポートセンターを市教育委員会で設置。
- ・ 岩手大学等の国立大学で大学生派遣事業をシステム化するのは難しい。

6 相談会の開催（新規）

次のとおり4広域振興局毎に地域移行に係る相談会の開催

(1) 趣旨

新たな地域クラブ活動の在り方について、相談会を実施し、地域移行が円滑に進むよう助言や情報共有等を図る。

(2) 日程及び内容等

ア 実施日時及び会場

- | | | | |
|-----|---------------|-------------|----------|
| (ア) | 令和6年12月10日（火） | 13:30～15:00 | 岩手県庁 |
| (イ) | 令和6年12月13日（金） | 13:30～15:00 | 久慈地区合同庁舎 |
| (ウ) | 令和6年12月17日（火） | 13:30～15:00 | 釜石地区合同庁舎 |
| (エ) | 令和6年12月20日（金） | 13:30～15:00 | 奥州地区合同庁舎 |

イ 参加者

8市町村16名

(花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、野田村、洋野町)

ウ 主な相談内容

- ・ 令和7年度モデル事業について
- ・ 協議会等の設置について
- ・ 中体連主催大会の参加基準について
- ・ 他自治体の事例について
- ・ 国や県の支援について
- ・ 勝利至上主義への対応について

7 令和6年度「地域で創る！子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の未来」ワークショップの開催

(1) 日 時 令和6年11月30日(土) 9:10～16:30開催

(2) 場 所 岩手県生涯学習推進センター

(3) 参加者 会場参加者95名 オンライン82名(午前52名、午後30名) 合計177名

(4) 内 容

ア 実践発表① 宮古市における実証事業「Kadatte(カダッテ)(部活動地域移行推進実働チーム)」の取り組み

宮古市教育委員会生涯学習課 副主幹 佐々木 毅 氏

イ 実践発表② 生徒が輝く部活イノベーション ～生徒が自らデザインする放課後活動の創造～

新潟市立白新中学校 教諭 堀 里也 氏

ウ 講 演 <部活>の地域クラブ活動への移行を考える

早稲田大学スポーツ科学学術院 教授 中澤 篤史 氏

エ ワークショップ 各グループによる意見交流と意見表明

(中学生、保護者、教諭等・指導者、市町村主管課)

詳細は別紙参照

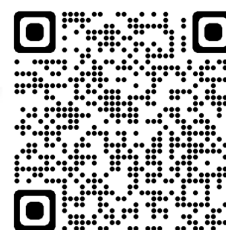
8 県立一関第一高等学校附属中学校における取組(予定)について

岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会（第2回）

本県における取組の進捗状況について

部活動改革ポータルサイト

～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて～



岩手県教育委員会事務局 保健体育課

本日の流れ

「スポーツ・文化芸術活動の未来」 ワークショップ

県立一関第一高等学校附属中学校に
おける取組（予定）

今後の取組

「スポーツ・文化芸術活動の未来」 ワークショップ

「スポーツ・文化芸術活動の未来」ワークショップ

1 内容

学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行関連事業
令和6年度
「地域で創る！子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の未来」ワークショップ

あなたの**声**が**未来**になる！！

【講演】
『部活』の地域移行を考える
早稲田大学スポーツ学術院 教授
中澤 篤史 氏

【実践発表①】
『宮古市における実証事業
『Kadatte(カタッテ)』の取組』
宮古市教育委員会生涯学習課 課長幹
佐々木 毅 氏

【実践発表②】
『生徒が輝く部活イノベーション』
～生徒が自らデザインする放課後活動の創造～
新潟市立白新中学校 教諭
堀 里也 氏

【意見交換】
『私たちが望む『地域で創るスポーツ・文化芸術活動の未来』
参加者(中学生・保護者・教員等・指導者・行政担当者)による意見交換を行います。

令和6年 **11/30(土)** 参加無料

9:10～16:30 (受付 9:00～)

会場 岩手県生涯学習推進センター (花巻市北瀬口2-82-13)

募集定員 ●会場参加：160名 ●オンライン：300名

※ 先着順 ※ YouTubeライブ
※ 詳細は裏面及び申込用二次元コードからご確認ください

【お問い合わせ先】： 岩手県教育委員会事務局保健体育課 学校体育担当 生野
TEL：019-629-6191 E-mail：DB0006@pref.iwate.jp

2 実践発表、講演、ワークショップの様子



【参加者内訳】

- ・中学生26名
- ・保護者20名
- ・教員等15名
- ・学校管理職15名
- ・部活動指導員1名
- ・地域指導者5名
- ・スポーツ少年団2名
- ・総合型スポーツクラブ1名
- ・各競技団体3名
- ・文化芸術団体4名
- ・各市町村教育委員会14名
- ・生涯スポーツ主管課8名
- ・体育・スポーツ協会2名
- ・スポーツ推進協議会4名
- ・各市町村文化芸術協会1名
- ・その他8名

参加者：129名 (オンライン含む)

(申込なしオンライン参加55名)

今後の取組

今後の取組

先進校視察

【期 日】

- ・ 令和7年2月27日(木)～28日(金)

【視察先】

- ・ 新潟市立白新中学校
- ・ 新潟県長岡市教育委員会

意識調査

【目 的】

- ・ 各対象のニーズを把握し、今後の事業推進の参考とする

【期 日】

- ・ 令和7年2月(予定)

【対 象】

- ・ 県内小学校の保護者、 県内中学校の生徒、保護者、教諭
- ・ 県内県立学校の教諭 (予定)

【方 法】

- ・ 端末を使用したオンライン回答

【質問項目】

- ・ 地域クラブ活動への移行の認知度
- ・ 地域クラブ活動に期待すること
- ・ 希望する活動日数と、活動時間 等

I 中学生：ワークショップまとめ

1 【現状】

- ・共通の目的がある集団で活動したい
- ・共通の目標があるから楽しい
- ・人数が少ないので、他校へ行く
- ・小学校からやっているスポーツを継続したい
- ・知っている友達が多いから
- ・クラブチームに入ったのは、高いレベルでやりたかった
- ・学校の部が廃部になった強いクラブでやりたかった
- ・部活動は人数が少なく限界だった
- ・廃部になりそう
- ・友達のお兄さんにあこがれて
- ・別なチームがなくなった
- ・合唱と両立したい
- ・小学校からの続きで
- ・楽しいから続けられる
- ・目標があるから続けられる
- ・自分が目標を立てて取り組める
- ・試合に勝ちたい
- ・学校の部活動にやりたい部活がなかった
- ・部の人数の偏りが大きい
- ・人数が足りない

II 【嫌だ】

- ・いじめ
- ・差別
- ・指導者の強い指導
- ・コーチの思い違いで怒られる
- ・熱血すぎる
- ・指導者の言っていることが異なる
- ・怒られて練習できない
- ・指導者がいないケガしても放置される
- ・暴力暴言を言う指導者
- ・怒るだけで褒めない
- ・家から遠い
- ・チームの内部分裂
- ・誰かが孤立している
- ・コートが暑すぎるし、寒すぎる
- ・道具が古い
- ・休憩がない
- ・アップが40分かかる
- ・コーチがいない
- ・部活は悩むからなくてもよい
- ・声を掛け合えない
- ・指導者が怖い
- ・ミスを責められるから面白くない
- ・十分な時間が取れない
- ・保護者のバックアップがない
- ・気持ちのすれ違いがある
- ・先輩から命令される
- ・コーチと先生の仲が悪い
- ・チームメイトと仲が悪い
- ・強制加入の部活動
- ・体罰・暴言やパワハラがある
- ・親から何か言われる
- ・いじめがある
- ・追い詰める指導
- ・チームのルールが厳しい
- ・コーチのお気に入りしか試合に出ないし、それ以外は見捨てられる

Ⅲ【望む環境】

- ・自分のみんなも楽しい
- ・信頼できる指導者がいる
- ・仲間が増える
- ・不要な上下関係がなく、年齢関係なく言い合える
- ・スポーツに楽しく向き合える環境にして欲しい
- ・指導者が生徒に寄り添ってくれる
- ・練習メニューを自分たちで決めることができる
- ・声かけが多い
- ・無駄のない練習メニューがある
- ・1日の練習で MVP がある
- ・A 級コーチ（ライセンスを持っている人）
- ・安心できる雰囲気のある活動
- ・指導者がフレンドリー
- ・時間が十分にある
- ・地域活動と学校部活動が平等
- ・サポーターから応援してもらえる
- ・一人ひとりにとって楽しいと思える活動
- ・人数が多く、競い合える活動
- ・生徒の思いが大事にされる活動
- ・一人じゃなくみんなでやる
- ・コーチが信頼してくれる
- ・一人ひとりの個性を大事にしながら、同じ目標に向かって活動できる
- ・先輩後輩の仲がいい
- ・いじめがない
- ・ダメなことはダメと言える
- ・コーチと選手の仲がいい

Ⅳ【要約】

中学生のスポーツ活動に関する意見や感情をまとめたもので、参加者の「現状」「こんな環境は嫌だ」「望む環境」といった3つのカテゴリーに分かれています。

① 【現状】

参加者は「共通の目的がある集団で活動したい」と考えており、「共通の目標があるから楽しい」と感じている。人数が少ないため、他校に行くことや、小学校から続けている活動を継続したいという意向がある。「試合に勝ちたい」という目標もあり、学校の部活動では希望する活動ができないことが多い。

② 【こんな環境は嫌だ】

参加者は「いじめ」「差別」「指導者の強い指導」などの問題を挙げており、特に「コーチに好かれないと試合に出られない」という不公平感や、「暴力暴言を言う指導者」がいるような環境は求めていることが分かる。また、チーム内の人間関係や環境（「コートが暑すぎる」「道具が古い」などのソフト、ハード両面に対する要望を持っていることが分かる。

③ 【望む環境】

参加者は「信頼できる指導者がいる」「仲間が増える」といったポジティブな要素を重視しており、「スポーツに楽しく向き合える環境」を求めている。「練習メニューを自分たちで決めることができる」などの自主性が尊重されることや、「一人ではなくみんな

Ⅱ 保護者ワークショップまとめ

1 【現状】

- ・移動手段の問題がない
- ・通うのに交通費がかかる
- ・やりたいのに、学校の廃部が進み、やりたい活動がない
- ・親の協力が必要
- ・クラブチームなので、強度の高い練習やトレーニングを仲間と高い意識で活動できる
- ・中体連に出場するための制約が多い

2 【こんな環境は嫌だ】

- ・競技の選択肢がない
- ・人数が少なすぎる
- ・兄弟がいるとそれぞれへの対応が難しい
- ・親、コーチ、子どもの熱量の違い
- ・試合に出られない
- ・地域によって格差があるのは嫌だ
- ・学業との両立が難しいのは嫌だ
- ・部活で練習相手がいない
- ・学校で対応が違う

3 【望む環境】

- ・子どものために皆が協力して成長していく環境
- ・皆が応援してくれる
- ・ICTの活用
- ・一生懸命、嬉しい、悔しいなどを体験しながら、先々の好き、楽しいにつながる
- ・もっと情報発信があるとよい
- ・地域移行することによって仲間が増えると嬉しい
- ・子どもたちのために愛をもって行動していただいていることにすごく驚いた

4 【要約】

この文章は、保護者の視点から子どもたちの活動に関する現状、問題点、そして望む環境を整理した内容です。以下に要約します。

【現状】

- ① 移動手段に問題はないが、通うのに交通費がかかる。
- ② 学校の廃部が進み、やりたい活動が減少している。
- ③ クラブチームで高い意識を持って練習できるが、親の協力が必要。
- ④ 中体連出場には多くの制約がある。

【こんな環境は嫌だ】

- ① 競技の選択肢が少なく、人数が不足している。
- ② 兄弟がいるとそれぞれの対応が難しい。
- ③ 親、コーチ、子ども間で熱量の違いがある。

- ④ 試合に出られないことや地域間の格差が不満。
- ⑤ 学業との両立が難しく、部活での練習相手がいない。

【望む環境】

- ① 子どもの成長のために皆が協力する環境がある。
- ② 皆が真剣に子どもたちの環境を考えてくれることに感謝。
- ③ ICTの活用がなされるとよい。
- ④ 一生懸命な体験が子どもの好きや楽しいにつながるとよい。
- ⑤ 地域移行によって仲間が増えると嬉しい。

このように、保護者は子どもたちの活動に対する期待や不安、そして喜びを感じていることが示されています。



Ⅲ 教諭・指導者・管理職ワークショップまとめ

I 【現状】

- ・やりたい部活がないのがかわいそう
- ・スポーツ人口が減っている
- ・スポーツは無償であることが前提の人がいる
- ・部活に入るかクラブチームに入るか選択ができる
- ・指導できる先生がいないので、カテゴリーが上がると差が出る
- ・運動の機会に差生まれる
- ・地域クラブ活動の実態がよくわからない
- ・練習時間が短い
- ・生徒数が足りない
- ・市で一つのチームにしても良いのではないか
- ・学校現場では、活動を保障するのは限界がある
- ・子どもたちの活動を選択する権利を保障すべきだ
- ・生徒が少ない
- ・環境に偏りがある
- ・岩手県は部活動担当の先生の努力が素晴らしいので、なかなか部活動が中学校から離れて地域に降りるイメージが持ちにくい
- ・合同チームするのが良いが、移動に時間がかかるし、教員や保護者の負担がある
- ・活動の種類、コンテンツに乏しい
- ・周知が弱い
- ・一つのスポーツに特化した活動になりがち
- ・指導者と生徒の意識の差がある
- ・やりたい部活がない
- ・指導者がいない
- ・指導のやり方で、燃え尽きてしまう
- ・学校とのかかわりが難しい
- ・大会参加の規定が厳しい
- ・クラブチームを作ると部活動として認められない
- ・少子化で団体スポーツが単独で組めない
- ・やりたい部活がなくて、仕方なく何かに所属している

II 【嫌だ】

- ・指導者が学ばない
- ・お金がかかりすぎる
- ・誰かが無理に我慢して犠牲になっている
- ・時間が長い
- ・生徒がやる気がない
- ・指導者や保護者に過度の負担がある
- ・子どもたちが指導者を選べない
- ・指導者が独善的なクラブ
- ・指導者の高齢化
- ・人数が少なく、それぞれの技術レベルまで指導できない
- ・40～50代の教育関係者の意識不足、これまでの価値観にこだわる人が多い
- ・部活動指導員の人材育成が課題
- ・土日共に部活で、保護者も負担
- 大会ありきで成果主義に陥り、大会に振り回されている
- ・子どもに考える余地を与えず、意思決定を迫る「ハイ」というしかない指導

- ・家庭の経済状況により参加機会に差が出るのはダメ
- ・休むとレギュラーになれない
- ・関わる人たちの温度差が激しい
- ・活動の目的をはき違えた大人中心の活動
- ・お金がかかる
- ・活動の選択肢がない

Ⅲ【望む環境】

- ・スポーツを選べる環境
- ・目的によってカテゴライズされた活動環境
- ・女性スタッフや若手が活躍できる
- ・スタッフの充実一生スポーツにかかわることができる
- ・子どもから高齢者までプレイできるクラブ
- ・指導者も複数指導できる環境
- ・兼職兼業を進める
- ・自分がやりたいスポーツや文化活動ができる環境
- ・年代を超えた方とのコミュニケーションが図れる練習環境
- ・生徒が自分のやりたい種目、レベル、場所で活動できること
- ・自治体により交通手段がされている
- ・部活に参加しながら地域の活動に参加している

Ⅳ【要約】

この文章は、学校における部活動や地域クラブ活動の現状、課題、そして期待される改善点について述べています。以下に要約を示します。

【現状】

- ① 部活動の選択肢の不足
「やりたい部活がないのがかわいそう」「生徒が少ない」といった声があり、スポーツ人口の減少が影響している。
- ② 指導者不足と環境の偏り
「指導できる先生がいないので、カテゴリーが上がると差が出る」「指導者がいない」といった問題があり、指導の質に差が生じている。
- ③ 活動の機会と時間の制約
「練習時間が短い」「学校現場では、活動を保障するのは限界がある」といった制約が存在し、子どもたちの活動選択権が脅かされている。
- ④ 指導者の意識と負担
「指導者が学ばない」「指導者の高齢化」といった問題があり、指導者の意識不足が指導の質に影響を与えている。
- ⑤ 経済的負担と参加機会の不平等
「お金がかかりすぎる」「家庭の経済状況により参加機会に差が出るのはダメ」といった経済的な問題が、活動への参加を制限している。

【望む環境】

① 選べる環境の提供

「スポーツを選べる環境」が整いつつあり、子どもたちが自分のやりたい種目で活動できることが期待されている。

② 多様な指導者の存在

「女性スタッフや若手が活躍できる」環境が整備され、指導者が複数のスポーツを教えることが可能になっている。

③ 世代を超えた交流

「年代を超えた方とのコミュニケーションが図れる練習環境」が提供され、地域とのつながりが強化されている。

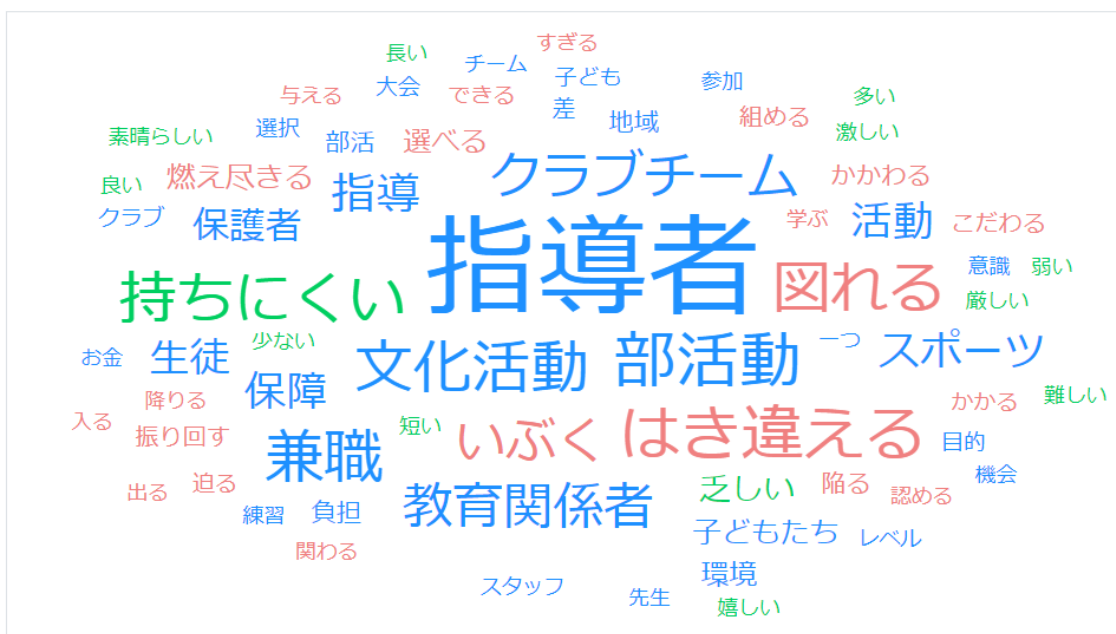
④ 地域活動との連携

「部活に参加しながら地域の活動に参加している」事例があり、地域との関係が深まっている。

⑤ 活動の多様性

「目的によってカテゴライズされた活動環境」が整備され、子どもから高齢者までが参加できる環境が整いつつある。

このように、部活動や地域クラブ活動には多くの課題が存在する一方で、改善の兆しも見られることが強調されています。



IV 関係団体ワークショップまとめ

1 【推進力】

- ・ 自宅に道場を設置している
- ・ 国の助成金
- ・ 信頼してくれる親が多い
- ・ 同じ目線で目標を設定し、共有することができている
- ・ 指導を引き受ける団体が生まれつつある
- ・ 文化に新しい可能性がある
- ・ 民間企業の支援が必要
- ・ 課題意識を持つ大人が増えてきている

2 【抑止力】

- ・ 教育長、校長が立ち上がらない
- ・ 地域人材の高齢化
- ・ 継続的な財源確保
- ・ 文化芸術に関する共通理解のなさ
- ・ 文化芸術の意義が理解されていない
- ・ 指導者不足
- ・ 活動拠点と移動手段の確保
- ・ 活動時間の確保
- ・ 指導者不足
- ・ 学校ごとに見解が異なる
- ・ 活動経費が掛かる
- ・ 親とのトラブル

3 【解決策】

- ・ 廃校などの活用
- ・ 行政の協力
- ・ スクールバスの格安貸し出し
- ・ 各競技団体における指導者育成マニュアル等の作成による推進
- ・ 県全体の考え方をあわせる
- ・ 地域クラブに対する助成金制度を整備する
- ・ 保護者会の設立
- ・ 吹奏楽以外にも芸術部をどんどん作る
- ・ 企業のCSRを促す
- ・ 地域団体と行政、学校等をつなげるコーディネーターの配置
- ・ 大学生の活用（若手指導者の育成）
- ・ 学校にある資源を活用できる仕組み
- ・ 委託費を行政が予算化する
- ・ 大人の文化活動を通して子どもたちにアピールする
- ・ 時代の価値観の変化に対応する
- ・ 地域文化団体同士の交流や意見交換の場を設定する

4 【要約】

この文章は、地域文化や芸術活動の推進に関する課題と解決策を整理したものです。以下に要約します。

【推進力】

- ① 自宅に道場を設置している
地域での活動を支える潜在的な基盤が存在。
- ② 国の助成金
財政的支援が活動を後押し。

- ③ 信頼してくれる親が多い
保護者の理解と協力が得られている。
- ④ 同じ目線で目標を設定し、共有することができる
参加者間の共通理解が進んでいる。
- ⑤ 指導を引き受ける団体が生まれつつある
新たな指導者や団体の形成が進行中。

【抑止力】

- ① 教育長、校長が立ち上がらない
リーダーシップの欠如が問題。
- ② 地域人材の高齢化
若手の人材不足が深刻。
- ③ 継続的な財源確保
財政的な持続可能性が課題。
- ④ 文化芸術に関する共通理解のなさ
文化の重要性が広く理解されていない。
- ⑤ 指導者不足
指導者の数が足りていない。

【解決策】

- ① 廃校などの活用
空き施設を利用した活動の場を確保。
- ② 行政の協力
行政との連携強化が必要。
- ③ スクールバスの格安貸し出し
移動手段の確保を図る。
- ④ 各競技団体における指導者育成マニュアル等の作成による推進
指導者育成のための具体的なガイドラインを作成。
- ⑤ 地域団体と行政、学校等をつなげるコーディネーターの配置
連携を強化するための役割を設ける。

参加者は、地域スポーツ・文化芸術活動の推進における強みと課題、そしてそれに対する具体的な解決策をこのように捉えている。

V 行政担当者ワークショップまとめ

1 【推進力】

- ・学校が独自に地域移行を進めている
- ・検討委員会を設置している
- ・少ないがやる気のある若手がいる
- ・実証事業に取り組んでいるので、予算がある
- ・地域移行するべきという空気
- ・推進協議会で関係機関の声を聴ける
- ・推進チームがある
- ・協議会をつくれとの声がある
- ・地域移行に積極的な競技団体がある
- ・競技団体が協力したいとの意思表示がある
- ・指導者が協力してくれる
- ・行政のトップが協力的
- ・キーマンがいる
- ・管理職（中学校長）との風通しが良い
- ・人材の創出
- ・組織がある
- ・施設の活用ができる

II 【抑止力】

- ・指導者がいない
- ・保護者が他人事
- ・案外、行政の無理解
- ・長く団体の役員で居座り、何もしていない人
- ・予算のなさ
- ・移動手段の確保
- ・会場確保
- ・指導者の人材不足
- ・持続的な予算確保
- ・連携不足
- ・移動手段の確保
- ・トップの決断のなさ
- ・財源の確保
- ・予算の確保
- ・資金調達
- ・ゴールを設定する
- ・関係団体が人任せ（関心はあるが動かない）
- ・競技団体メンバーの高齢化
- ・受け皿となる地域スポーツクラブが少ない
- ・中体連による制約
- ・学校との共通理解

III 【解決策】

- ・行政からの補助と受益者負担
- ・子ども、教員、保護者の意見を聞く説明会や協議会の開催
- ・市町村のスクールバス等の活用
- ・競技団体ごとの協力
- ・市町村との連携
- ・指導者資格取得の補助
- ・指導者確保のネットワーク構築
- ・民間スポンサーの獲得
- ・国予算の増額
- ・公共交通の活用
- ・スクールバスの活用
- ・正しいニーズの把握のためのアンケート調査、ヒアリング
- ・ここまでにやるというゴールを決める
- ・関係者を一枚岩にし応援団を増やす

IV【要約】

この文章は、地域移行に関する推進力、抑止力、解決策を整理した内容です。

【推進力】

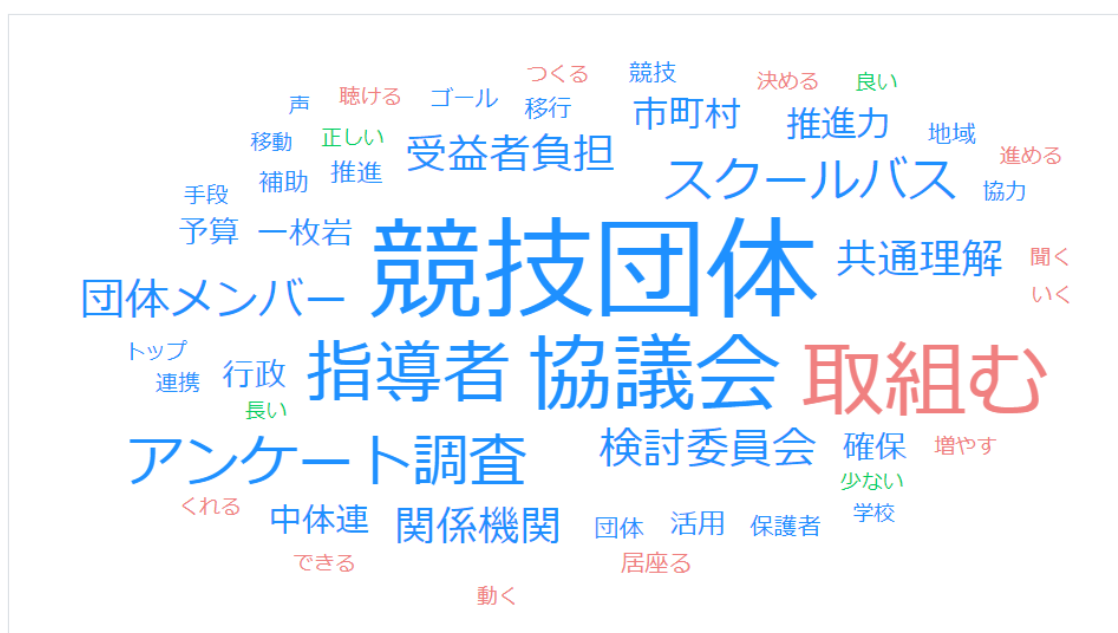
- ① 学校が地域移行を進めるための検討委員会を設置しており、実証事業に取り組むことで予算が確保されている。
- ② 若手のやる気があり、推進協議会で関係機関の声を聴くことができる。
- ③ 地域移行に積極的な競技団体があり、指導者や行政のトップが協力的である。
- ④ 管理職との風通しが良く、人材の創出や施設の活用が可能である。
- ⑤ 推進チームが存在し、協議会を設立する声が上がっている。

【抑止力】

- ① 指導者不足や保護者の無関心が問題で、行政の無理解も影響している。
- ② 予算不足や移動手段の確保が難しく、持続的な予算確保が求められている。
- ③ 競技団体メンバーの高齢化や、受け皿となる地域スポーツクラブの不足が課題である。
- ④ 中体連による制約や学校との共通理解が不足している。
- ⑤ トップの決断のなさや財源確保の難しさが抑止要因となっている。

【解決策】

- ① 行政からの補助と受益者負担を導入し、意見を聞く説明会や協議会を開催する。
- ② 市町村のスクールバスを活用し、競技団体ごとの協力を促進する。
- ③ 指導者資格取得の補助やネットワーク構築を行い、民間スポンサーを獲得する。
- ④ 国予算の増額を求め、公共交通やスクールバスの活用を進める。
- ⑤ 正しいニーズ把握のための調査を行い、関係者を一枚岩にして応援団を増やす。



地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（第2回）

次第

1. 日時

令和6年12月10日（火）15:00～17:00

2. 場所

文部科学省第二講堂（ハイブリッド会議）

3. 議題

- (1) 中間とりまとめ（案）に関する議論
- (2) その他

4. 配布資料

資料1-1 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
中間まとめ（案）概要

資料1-2 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
中間まとめ（案）

資料1-3 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
中間まとめ参考資料集

資料2 今後のスケジュール（案）

資料3 令和6年度補正予算（案）に関する資料

参考資料1 地域スポーツクラブ活動ワーキンググループにおける主な意見

参考資料2 地域文化芸術活動ワーキンググループにおける主な意見

参考資料3-1 部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて

参考資料3-2 部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直し 新旧対照表（案）

参考資料4 伊藤委員提出資料

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**するのが改革の主目的。
（地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要）
 - 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障**。
 - **生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重**する必要。
- ※改革を実現するための手法を考える際には、**教師の負担軽減**を図ることや**良質な指導等を実現**することについても考慮。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、**新たな価値を創出**することが重要。
 <新たな価値の例>
 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の**具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る**。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等**を国として示す必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。
 【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- **上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと**。
- **具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること**。
- **活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること**。
- **対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること**。
- **受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと**。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ（案）概要②

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。

3. 今後の改革の方向性

- **地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要**（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の 進め方	<ul style="list-style-type: none">・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての部活動において地域展開の達成を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの達成を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期 改革期間	<p>「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）</p> <p>※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。</p>
費用負担 の在り方等	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要。・公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。

※改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、**総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、民間事業者、大学、スポーツ推進委員等と適切に役割分担**を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。2

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、**専門部署の設置**や**総括コーディネーターの配置**等、適切な推進体制を整備することが重要。
- **都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮**し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、**複数の市区町村による広域連携の取組**を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- **地域クラブ活動**は、学校外の活動ではあるものの、**教育的意義を有する活動**であり、**継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障**するもの。そのため、**地域クラブと学校との連携が大切**。
- 現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、**当面は、平日を中心に部活動が存続する学校も一定程度あることが想定**。
- 今後、こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、**部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討**（具体的な内容については、**最終とりまとめまでに更に検討を深める**）。

【各論（個別課題への対応等）】 ※実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに更に検討を深める。

1. **地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備**（組織体制・財務基盤の整備、ICT活用による事務処理の効率化等）
2. **指導者の質の保障・量の確保**（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職兼業の推進、ICTの効果的活用、指導者資格の在り方検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）
3. **活動場所の確保**（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡しの負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）
4. **活動場所への移動手段の確保**（スクールバスの有効活用、地域公共交通との連携等）
5. **大会やコンクールの運営の在り方**（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減等を含む））
6. **生徒・保護者等の関係者の理解促進**（効果的な周知・広報等）
7. **生徒の安全確保のための体制整備**（事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）
8. **障害のある生徒の活動機会の確保**（体制整備等において考慮すべき特有の事情等）

今後のスケジュール（案）

- 令和6年12月10日 第2回実行会議 中間とりまとめ案について議論

※会議での御議論を踏まえ、中間とりまとめを決定・公表

- 令和6年12月 最終とりまとめに向けた関係団体ヒアリング(書面)
(1か月程度)
- 令和7年2月頃～ 地域スポーツクラブ活動WG及び地域文化芸術活動WG
(2回程度を予定)
- 令和7年春頃 実行会議 最終とりまとめ

6 ス 庁 第 1761 号
令和6年12月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

スポーツ庁次長

寺 門 成 真

文化庁次長

合 田 哲 雄

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について（通知）

この度、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）（以下「現行ガイドライン」という。）に基づく部活動改革の円滑な実施を図るため、平成29年7月に公表した「中学校学習指導要領解説」のうち総則編及び保健体育編の一部、平成30年7月に公表した「高等学校学習指導要領解説」のうち総則編及び保健体育編の一部、平成30年3月に公表した「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説」のうち総則編（幼稚部・小学部・中学部）の一部並びに平成31年2月に公表した「特別支援学校学習指導要領解説」のうち総則等編（高等部）の一部を、別添（新旧対照表）のとおり改訂しました。

学習指導要領解説は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈等の詳細について説明するため、文部科学省が作成しているものです。本改訂の趣旨及び概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、今後、各学校における部活動の実施及び地域クラブ活動との連携等に当たっては、改訂後の学習指導要領解説を十分参照の上、その趣旨を踏まえ、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管

の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、本改訂の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 改訂の趣旨

部活動改革については、現行ガイドラインに基づき、各地域において公立中学校等の部活動の地域クラブ活動への移行等が進められているところ、そうした取組を行う中で、学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況にある。

こうした状況を受け、地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、学習指導要領解説において、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

なお、今回の学習指導要領解説の改訂は、あくまで、現行の学習指導要領の下、現行ガイドラインの内容を基に学校と地域クラブとの連携等について明確化を図るものであり、学習指導要領本体に変更を加えるものではない。

2. 改訂の概要

(1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【中学校・特別支援学校（中学部）】

現行ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して以下の内容を総則編及び保健体育編に明記したこと。

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

(2) 部活動の現状の位置付けの明確化【中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）】

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないのではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記したこと。

(3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【中学校・高等学校】

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記したこと。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるように配慮すること。

<添付資料>

- ①部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて（概要）
- ②部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直し 新旧対照表

【本件連絡先】

文部科学省 03-5253-4111（代表）

スポーツ庁地域スポーツ課企画係（内線 3493）

部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて（概要）

1. 経緯

◆令和4年6月・8月

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（6月）及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（8月）（学習指導要領解説の見直しにも言及）

◆令和4年12月

- ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（令和4年12月27日スポーツ庁次長・文化庁次長・総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）

4 学習指導要領解説の見直し等について

- ① このたびのガイドラインの改定を踏まえ、地域クラブ活動の位置付けや学校との連携の在り方等を更に明確にするため、今後、国が行う実証事業等の状況等も踏まえ、学習指導要領解説における関連の記載の見直しを行う予定であること。

◆令和5年度～

- ・上記の部活動ガイドラインに基づく「改革推進期間」（R5～7）がスタート
- ・「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業」の実施（運動部活動 R5：339市区町村、R6：510市区町村）

【運動部活動の地域移行の現状・見通し（部活動数ベース）（R6フォローアップ調査結果より）】

<休日> R5（実績）：10% ⇒ R6：21% ⇒ R7：37% ⇒ R8：55%
<平日> R5（実績）：4% ⇒ R6：7% ⇒ R7：13% ⇒ R8：22%

2. 見直しの趣旨

- 実証事業の1年目が終了し、休日を中心に、部活動の地域移行が進捗し、今後も着実に進捗していく見込みである一方で、地方自治体・保護者からは、学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況。
- こうした状況を受け、地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、現行の部活動ガイドラインの記載をベースに、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

※ 学校部活動の位置付けの見直しの要否等については、学習指導要領本体の次期改訂に向け、別途、議論

3. 見直しの概要

(1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】 ※中学校・特別支援学校（中学部）

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

(2) 部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】 ※中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの

(3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】 ※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

(参考) 検討スケジュール

- ・10月23日・24日 部活動改革に関する実行会議WG（スポーツ、文化芸術）での審議
- ・10月25日 中教審・教育課程部会での審議
- ・12月10日 部活動改革に関する実行会議での審議

【参考】学習指導要領における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※高等学校・特別支援学校についても、同様の記載

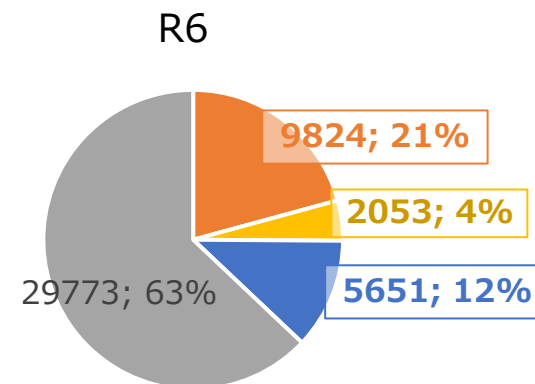
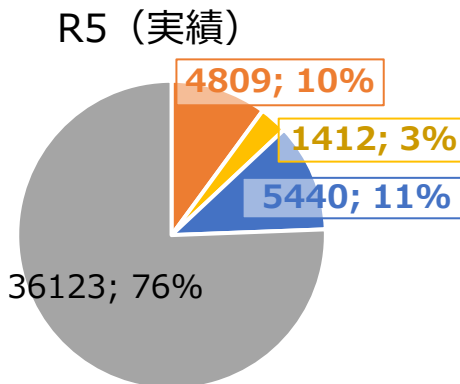
【参考】 休日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、**23,308部活動（54%）**が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

※休日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

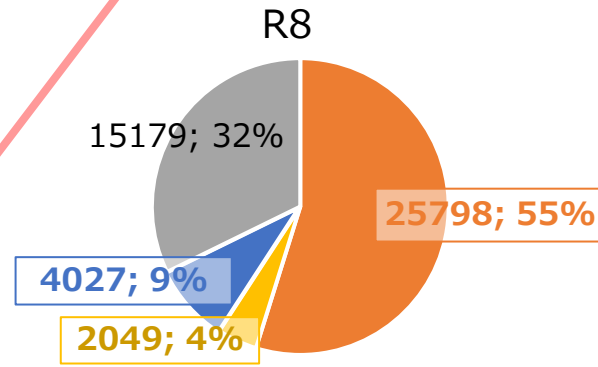
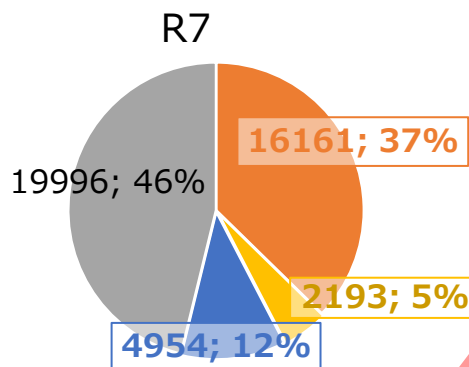
- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動



- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
- ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の回答欄を設けたため、令和6年度以降の集計には一部の部活動は含まれない

地域連携または地域移行を実施する部活動数：**11,661部活動（24%）**

17,528部活動（37%）



23,308部活動（54%）³⁷

31,874部活動（68%）

<出典> 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）

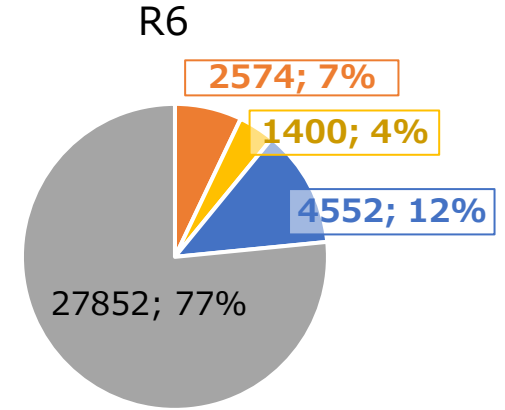
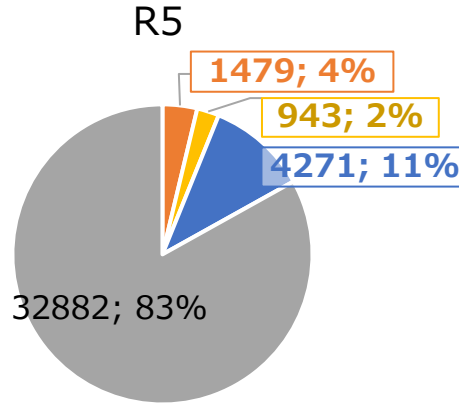
【参考】平日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、8,767部活動（31%）が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

※平日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

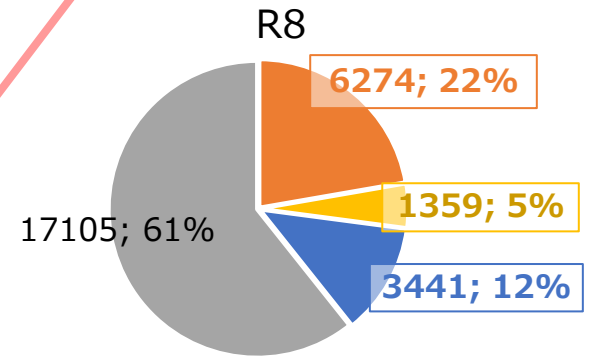
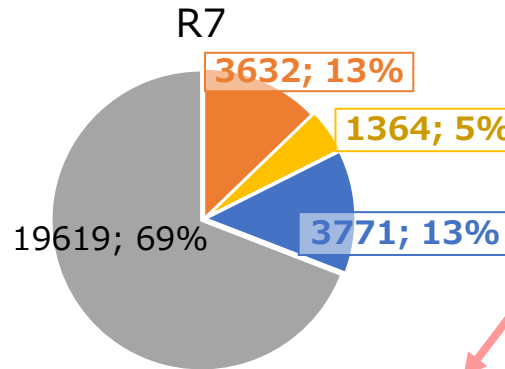
- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動



- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※2 調査票では、令和5年度～令和8年度の他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の選択肢を設けたため、令和6年度以降のカウントでは一部の部活動が含まれていない

地域連携または地域移行を実施する部活動数：
6,693部活動（17%）

8,526部活動（23%）



8,767部活動（31%）38

11,074部活動（39%）

＜出典＞ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）

【参考】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月 スポーツ庁・文化庁) (抜粋)

II 新たな地域クラブ活動

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2（2）②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ (略)

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の中で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会開催要綱

(目的)

第1 本県の公立中学校における学校部活動の地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に向けて、国や県の動きについて、関係者間での情報共有を行うとともに、さまざまな立場からの意見を伺うため、「岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公立中学校における新たな地域クラブ活動の在り方への意見聴取に関すること。
- (2) その他新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に関し、必要な事項に関すること。

(開催期間)

第3 協議会の開催期間は、3年以内とする。

(組織等)

第4 協議会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 構成員は、文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長(以下「総括課長」という。)が依頼する。

(座長)

第5 協議会に座長を置き、構成員の互選とする。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、必要に応じて総括課長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課、スポーツ振興課、岩手県教育委員会事務局学校教育室及び保健体育課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総括課長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

別表

岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会 構成員名簿

団体又は機関名	職
岩手県中学校長会	岩手県中学校長会が選任した者
岩手県特別支援学校連絡協議会	岩手県特別支援学校連絡協議会が選任した者
岩手県市町村教育委員会協議会	岩手県市町村教育委員会協議会が選任した者
一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会が選任した者
岩手県中学校文化連盟	岩手県中学校文化連盟が選任した者
岩手県中学校体育連盟	岩手県中学校体育連盟が選任した者
岩手県青少年野球団体協議会	岩手県青少年野球団体協議会が選任した者
公益財団法人岩手県スポーツ協会	公益財団法人岩手県スポーツ協会が選任した者
岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が選任した者
岩手県スポーツ少年団	岩手県スポーツ少年団が選任した者
一般社団法人岩手県芸術文化協会	一般社団法人岩手県芸術文化協会が選任した者
国立大学法人岩手大学	国立大学法人岩手大学が選任した者
プロスポーツチーム	プロスポーツチームが選任した者
岩手県文化スポーツ部文化振興課	総括課長
岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課	総括課長
岩手県教育委員会事務局教職員課	総括課長
岩手県教育委員会事務局学校教育室	学校教育企画監
岩手県教育委員会事務局保健体育課	総括課長

